

防人計第17009号  
28.9.30

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官  
殿

人事教育局長  
(公印省略)

人事評価に関する訓令に規定する人事教育局長が別に定める期日について（通知）

標記について、人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号。以下「訓令」という。）第11条第1項及び第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり定め、平成28年10月1日から適用することとしたので、通知する。

#### 記

- 1 訓令第11条第1項に規定する人事教育局長が別に定める期日は、訓令第9条第3項（訓令第14条において準用する場合を含む。）に規定する確認が行われた日から7日後とする。
- 2 訓令第12条第1項に規定する人事教育局長が別に定める期日は、訓令第5条第4項に規定する定期評価における業績評価の評価期間の開始日から7日後とする。ただし、異動等により当該日までに面談を実施することが困難な場合は、14日後とする。

なお、平成28年10月1日を始期とする業績評価においては、この限りではない。